平成２７年（フ）第１０９６号
名古屋市千種区千種２丁目６番８号　ラディアント千種305号、開始決定時の住所名古屋市瑞穂区瑞穂通８丁目17番地の２　プロシード新瑞橋309号
破産者　岡崎　夏樹
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６４１号
札幌市白石区本通10丁目南８番３号　オーナーズヒル16―206号
破産者　藤川　歳之
1　決定年月日　平成27年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２５９号
盛岡市黒石野３丁目20番26号　プレステージ黒石野202号
破産者　二ツ神洋光
1　決定年月日　平成27年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第２６３号
盛岡市小鳥沢１丁目18番７号
破産者　山本　茂見
1　決定年月日　平成27年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第２０５号
石川県河北郡津幡町字中須加ろ37番地３
破産者　宮迫　義徳
1　決定年月日　平成27年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５号
岐阜県美濃加茂市新池町１丁目９－３　ビッグベンレジデンス205、住民票上の住所岐阜県美濃加茂市蜂屋町上蜂屋3478番地33
破産者　山田　實男
1　決定年月日　平成27年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２６年（フ）第４９号
愛知県清須市西枇杷島町城並１丁目10番地10
破産者　貝沼　千秋
1　決定年月日　平成27年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４１２号
名古屋市守山区町北14番15号　ライオンズマンション鳥羽見202号、従前の住所名古屋市守山区大森１丁目2901番地　プロファイブ大森201
破産者　松原　美幸
1　決定年月日　平成27年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５９８号
名古屋市南区内田橋１丁目８番５号　アートライフタケセイ10Ｃ号
破産者　藤　　孝幸
1　決定年月日　平成27年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９２０号
愛知県小牧市大字三ツ渕240番地２　リバーフィールド201号、従前の住所愛知県岩倉市東新町仲浦１番地　岩倉団地34棟304号
破産者　長谷川設備こと　長谷川憲司
1　決定年月日　平成27年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０２２号
名古屋市名東区極楽３丁目53　ハイネス扇105、住民票上の住所名古屋市天白区八事天道1006番地
破産者　渡邉　新二
1　決定年月日　平成27年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１３０８号
愛知県日進市岩藤町平子128番地４
破産者　濵田　由香
1　決定年月日　平成27年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１３２０号
名古屋市南区呼続３丁目18番14号
破産者　夏目　　諭
1　決定年月日　平成27年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５１２１号
大阪府東大阪市大蓮北３丁目10番５号
破産者　前田　リサ
1　決定年月日　平成27年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２２６号
大阪市住吉区庭井１丁目11番13号ゾルメゾン205号、開始決定時大阪市福島区吉野３丁目16番25号
破産者　垣内　章利
1　決定年月日　平成27年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６２５号
大阪市大正区三軒家東１丁目12番５－303号
破産者　小山田達雄
1　決定年月日　平成27年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２０４７号
大阪市北区菅栄町１―10　サンスリーハイツ東畑203、住民票上の住所大阪府寝屋川市日新町２番21―1406号
破産者　池上　桂司
1　決定年月日　平成27年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３８８号
大阪市北区中之島５丁目３番92―509号
破産者　橋本　泰夫
1　決定年月日　平成27年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部